

# 仮想オフィスで 設計してみませんか？

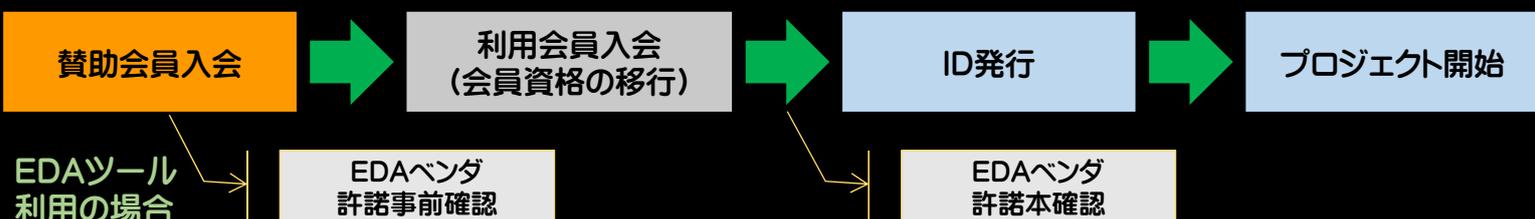
CDC研究所は、クラウド・デザイン・コミュニティーを創造し推進します。

クラウドなのにオンプレミスな空間。イントラネットの環境をご自宅から。  
LSI、電子機器のチーム設計が、作業場所を選ばず何処からでも、  
テレワークを活用しながらプロジェクトに参加できます。



## CDC研究所 賛助会員・利用会員 申込書

### CDC研のクラウドプラットフォーム利用までの流れ：



- ① 賛助会員には何方でも入会できます。「会員規定」へ同意の上、賛助会員入会申込書をお送りください。
- ② 利用会員は、賛助会員の方が、「EDAサービス利用規定」に同意いただく事で移行できます(各種情報に対する守秘義務が発生します)。EDA利用会員入会申込書をお送りください。プラットフォームのみの利用でも必要です。
- ③ クラウドシステムへのログインID発行には、手数料として10,000円(消費税別)が必要に成ります。手数料は、使用料金のデポジットとして充当されます。
- ④ プロジェクト開始のご連絡をいただくと、プロジェクトディスクの割当て、および課金が始まります。

入会ご希望の方は、最終ページの入会申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはE-Mailにて、CDC研究所 事務局までお申込みください。

お申込み、お問合せ先： 株式会社CDC研究所 事務局 (info@cdc-lab.com)  
FAX: 042-724-0670

# 会員規定

株式会社CDC研究所(以下CDC研究所)の会員規定を以下に定める。

「会員」とは、当社が定める手続に従い本規定に同意の上、入会の申込みを行い、入会を認められた法人および個人をいう。

## 1. 会員種別

### (1) 賛助会員

CDC研究所の会員規定に同意する法人、及び個人

### (2) 利用会員

賛助会員の内、CDC研究所がクラウド上で提供するEDAサービスを利用する、あるいは利用する予定のある法人及び個人

## 2. 賛助会員

### (1) 会費

賛助会員の会費は無償とする。

### (2) 要件

賛助会員は、EDAツールを使う、使わない、あるいは既存の契約がツールベンダーと有る無しの区別なく、CDC研究所の会員規定に同意する法人及び個人とする。

### (3) 会員向けウェブサイトへのアクセス

賛助会員はCDC研究所が開設する賛助会員向けウェブサイトへアクセスすることができる。ただし、当初は本ウェブサイトが未開設であることを了解する。CDC研究所は開設後速やかにアクセスするための情報を賛助会員へ連絡する。

### (4) 会員名の開示

CDC研究所はウェブサイトにおいて、賛助会員名(法人名、個人会員の氏名)を、開示することに同意する。ただし、特別な理由により開示を望まない場合は、非開示にする場合がある。

このために係わらずCDC研究所は、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、賛助会員情報を開示する場合がある。

### (5) 入会

#### [入会の申込]

賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会員入会申込書(法人、個人)を代表取締役宛に提出し、承認を得なければならない。

#### [入会審査基準、許諾通知]

CDC研究所は入会申込みに対し2.(2)に定める適格要件を満たす者(法人、個人)であることを確認の上、遅滞なく審査し、賛助会員として承認したか否かの通知を申込者に対しておこなう。

#### [入会承認の取消]

入会承認後、入会申込書ほか入会時の提出資料の記載内容に虚偽ないし重要な誤りがあると認められたときは、取締役会の議決により入会承認を取り消すことができる。

#### [入会の時期]

代表取締役が入会を許可した日をもって入会とする。

#### [賛助会員の連絡義務]

賛助会員は、登録内容に変更があった場合、

速やかに変更内容の連絡をCDC研究所へおこなうものとする。

### (6) 会員資格の喪失

#### [会員資格の喪失]

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する

- ① 退会したとき
- ② 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- ③ 死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- ④ 法人が解散、又は破産したとき
- ⑤ 重要な届出事項変更の連絡がなされなかったとき
- ⑥ 除名されたとき

#### [退会]

賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を代表取締役提出しなければならない。

#### [除名]

- ① 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、取締役会においてこれを除名することができる。
- ② 本会の規定に違反したとき本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき

本規定により、賛助会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決をおこなう取締役会において、当該会員に抗弁の機会を与えなければならない。

#### [会員資格の喪失に伴う権利及び義務]

賛助会員が上記規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。賛助会員がその資格を喪失しても、会員の拠出金品は返還しない。

## 3. 利用会員

### (1) 会費

利用会員の会費は無償とする。

### (2) 要件

利用会員は、CDC研究所がクラウド上で提供するEDAサービスを利用する、あるいは利用する予定のある賛助会員であり、EDA利用会員規定に同意する法人及び個人とする。

### (3) EDAサービスの利用

CDC研究所は、別に定めるEDAサービス利用規定に従ってクラウド上でEDAツールを使用する環境を利用会員に提供する。利用会員はEDAサービス利用規定に従ってEDAサービスを利用することができる。

### (4) 入会

#### [入会の申込]

利用会員になろうとする者は、別に定める利用会員入会申込書を代表取締役宛に提出し、承認を得なければならない。

#### [入会審査基準、許諾通知]

CDC研究所は入会申込みに対し、3.(2)に定める適格要件を満たす者(法人、個人)で

あることを確認の上、遅滞なく審査し、利用会員として承認したか否かの通知を申込者に対しておこなうとともに、許諾者にEDAサービス利用IDを発行する。

#### [不服申立、再審査]

入会申込者は、CDC研究所から利用会員として認められない旨の通知を受けた際、審査に不服・疑義がある場合は、事務局にその旨連絡し、取締役会での再審査を依頼できる。ただし再審査依頼者はこの手続きには一定の時間がかかる旨、あらかじめ了解したものである。

#### [入会の時期]

代表取締役が承認を受けた時点で入会とする。ただし、EDAサービス利用IDの発行を受ける前に、EDAサービス利用開始は許可されない。

#### [EDAサービス利用IDの発行]

利用会員は、EDAサービス利用開始を行う前に、EDAサービス利用IDの発行を受けなければならない。

初回のEDAサービス利用IDの発行に際して10,000円(消費税別)を支払うものとし、この10,000円はDepositの一部として充当する。

### (5) 会員資格の喪失

#### [会員資格の喪失]

利用会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する

- ① 退会したとき
- ② 賛助会員の資格を失ったとき
- ③ 除名されたとき

#### [退会]

利用会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を代表取締役提出しなければならない。届出様式は、特に定めない。

#### [除名]

利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、取締役会においてこれを除名することができる。

- ① 本会の規定に違反したとき
- ② EDA使用料金の滞納を繰り返したとき
- ③ 他の利用会員に対して甚大なる不具合を生じさせたとき
- ④ EDAサービス利用規定に違反したとき
- ⑤ 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- ⑥ その他除名すべき正当な理由があるとき

本規定により、利用会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決をおこなう取締役会において、当該会員に抗弁の機会を与えなければならない。

#### [会員資格の喪失に伴う権利及び義務]

利用会員が上記規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れることはできない。利用会員がその資格を喪失しても、会員の拠出金品は返還しない。

# EDAサービス利用規定

株式会社CDC研究所(以下CDC研究所)のEDAサービス利用規定を以下に定める。EDAサービスとは、CDC研究所が提供するクラウドシステム環境および当該クラウドシステム上で提供するEDAツールの使用を言う。

## 1. EDAサービスの利用範囲

CDC研究所がクラウド上で提供するEDAサービスは、会員規定に従って利用会員となった法人に所属する従業員及び個人で、日本国内に6ヶ月以上居住しているものが使用することができる。個別EDAツールの使用許諾条件については、CDC研究所が各ツールベンダーと締結したライセンス使用許諾契約またはこれに相当する契約に従うものとする。

## 2. 個別ツールの使用許諾

利用会員は、個別のEDAツール使用に当り、該当するツールベンダーの使用許諾が必要であることを了解する。CDC研究所は、利用会員がツールベンダー毎に申請するソフトウェア使用許諾書に基づいて、ツールベンダーから利用会員毎に使用許諾を受けることで、ツールベンダーから使用が許諾された期間、該当EDAツールを利用会員に提供することができる。

## 3. EDAツールの提供

CDC研究所は、クラウド上で提供可能なEDAツールを公開し、各利用会員がツールベンダーから使用許諾されたEDAツールを、当該利用会員が使用するウェブブラウザ(Google Chrome または、Mozilla Firefox)を通してクラウドシステム上で利用できる環境を提供する。

CDC研究所は、提供可能なEDAツールの見直しを適宜行い、見直した結果を公開する。利用会員はEDAツールがas isで提供されることを了解する。また、利用会員はシステムメンテナンスや障害等の事由により一時的にEDAツールが使用できなくなる場合があることを了解し、CDC研究所はこれにより発生した損害の責を負わない。CDC研究所はシステムメンテナンスの日程を事前に利用会員に通知するとともに、障害時にはすみやかに回復するよう努力をする。

## 4. アカウント(サービス利用ID)

### ① アカウントの取得

アカウントの取得は、所定の様式に必要事項を記入の上、CDC研究所事務局宛申込み、CDC研究所のサービス利用ID(ログイン名及びパスワード)発行作業を経て取得する事が出来る。手数料は10,000円(消費税別)とし、Depositとして利用する事が出来る。

利用会員は、発行されたログイン名及びパスワードを、自己の責任において適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。ログイン名、又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、当該利用会員が負うものとする。

### ① プロジェクトの登録

利用会員は、CDC研究所にプロジェクトの登録を申請することで、500GBの占有ディスク領域の提供を受けることができる。CDC研究所はプロジェクトが登録されている期間、ディスクの提供に対して1日単位で課金することができる。

### ① プロジェクトの終了

プロジェクト終了に伴いプロジェクトの登録を廃止する場合は、利用会員はプロジェクト廃止申請をフリーな様式にてCDC研究所へ提出する。CDC研究所は当該廃止申請を受理した時点で該当するプロジェクトに対するディスクの課金を停止し、10営業日を経たのちにプロジェクトを削除する。プロジェクトを削除する際に、CDC研究所は該当プロジェクトのディスク領域を合わせて削除する。

### ① アカウント(サービス利用ID)の消滅

アカウントの最終使用日から、6ヶ月間サービス利用IDの使用がない者に対し、CDC研究所はアカウントの削除を当該利用会員へ通知のうえ、10営業日を経たのちに行うことが出来る。アカウントを削除する際に、CDC研究所は該当アカウント下のプロジェクトのディスク領域を合わせて削除する。削除されたアカウントの再登録に際しては、アカウントの取得の処理を再度行う必要がある。

## 5. 課金

### (1) Deposit

利用会員はクラウドEDAサービスの使用にあたって、当該アカウントに対応する使用料に充当するためのDepositをCDC研究所から前もって購入する。事前のDeposit購入が困難な場合は、CDC研究所と合議の上、対応を決定する。Depositの購入は、利用会員がCDC研究所の指定する口座へ入金し、Depositが有効となった時点で成立する。月末より5営業日以前までの入金に対し、Depositは翌月1日より有効となり、利用会員はCDC研究所がクラウド上で提供するEDAツールをDepositの範囲内で利用することができる。CDC研究所は、予め定めた単価に基づいて、利用会員によるクラウドEDAの利用に応じた課金額を利用会員が購入したDepositから差引くことができる。Depositの有効期限は有効日より6か月間とし、これを過ぎたDepositは無効となる。

### (2) 緊急Deposit

利用会員の予期せぬDeposit減少により、緊急にDepositの購入が必要になった場合、利用会員はCDC研究所に緊急Depositの購入を依頼することができる。この場合CDC研究所は、5.(1)の規定に関わらず入金から24時間以内にDepositを有効にするように努める。緊急Depositの有効期限は、有効となった該当月の1日から6か月間とし、これを過ぎたDepositは無効となる。

### (3) Deposit残額の確認

CDC研究所は、利用会員がクラウド上で常にDepositの残額を確認できるようにする。ただし、利用会員は、システムメンテナンスや障害等の事由により一時的に残額を確認ができなくなる場合があることを了解する。

### (4) 課金額の変更

CDC研究所は、課金額を変更する場合、利用会員に連絡してから20日以上の間をおかなければならない。本規定にかかわらず、明らかな誤りの訂正は随時行う場合がある。

### (5) クラウドシステムにおけるハードウェアの課金単位

CDC研究所はクラウド上で、1日単位のクラウドシステムにおけるハードウェア利用の課金額を確認できるようにする。ハードウェア利用による課金は、ハードウェア毎に行うものとし、課金の最少単位は1日とする。実際の利用時間が1日に満たない場合でも、該当日に1日使用したものと看做される。CDC研究所は相当額分をDepositから差し引くことができる。

### (6) EDAツールの課金単位

CDC研究所はクラウド上で、1時間単位の各々のツールの課金額を確認できるようにする。EDAツール利用による課金の最少単位は1秒とし、実際の使用時間が1秒に満たない場合でも、1秒使用したものと看做される。CDC研究所は1日単位で各ツールの使用時間を積算し、各ツールの1時間単位の課金額をDepositから差し引くことができる。1日の積算使用時間が1時間に満たない部分については、1時間使用したものとみなす。ただし、ツールベンダーからの要求により、1時間単位毎のツールライセンス使用が認められない場合には、この限りではなく、ツールライセンスの形態に合わせた対応とする。

## 6. Depositの購入

Depositの購入代金は、下記の何れかの口座へ消費税を含んだ金額を入金するものとする。振込み手数料は利用会員の負担とする。

横浜銀行(銀行コード0138)

中山支店(店番号391)

普通 6118580

カ)シーディーシーケンキュウシヨ

または

三菱UFJ銀行(銀行コード0005)

新横浜支店(店番号215)

普通 0495884

カブシキガイシャシーディーシーケンキュウシヨ

## 7. 輸出管理

利用会員は輸出管理関連法令に従い利用するものとする。

## 8. 守秘義務

CDC研究所は、EDAサービス利用実績に係る個別の利用会員の情報を秘密として取扱い、第3者へ漏洩しない。利用会員は各ツールベンダーの使用許諾条件および各ツールの課金額などCDC研究所が秘密として提供した情報を秘密として取扱い、CDC研究所が公開している情報を超える情報を第3者へ漏洩しない。

前述の規定にもかかわらず、双方は、法律、政令またはその他の法令により、政府機関または地方公共団体などに上記機密情報を開示する必要が生じた場合、あるいはツールベンダーとの契約に基づいてライセンスの利用実績を開示する必要が生じた場合、必要最小限の部分に限り開示することができる。CDC研究所は、利用会員に許可された場合を除き、いかなる理由によっても利用会員が占有するHDD内の情報にアクセスしない。利用会員によってアクセスが許可された場合においても、アクセス可能な人をCDC研究所の役員および社員、社員と同等の秘密保持義務を課した協力会社の社員に限定するとともに、当該情報の複製、改変および移動をしてはならず、目的終了後は速やかに退出するとともに知り得た情報を第3者へ漏洩しない。

## 9. 保証の否認、免責

CDC研究所は、EDAサービスが利用会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品の価値・正確性・有用性を有すること、利用会員によるEDAサービスの利用が利用会員に適用のある法令、又は業界団体の内部規制等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではない。

CDC研究所は、EDAサービスの提供の中断、停止、終了、利用可能、又は変更、利用会員が保存したデータの消失、機器の故障もしくは損傷、その他、EDAサービスに関して利用会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。何らかの理由によりCDC研究所が責任を負う場合であっても、CDC研究所が利用会員から受領した過去12か月間のDeposit相当額を上限とする。また、CDC研究所は利用会員のEDAサービス利用に関して、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、及び、免失利益にかかる損害について一切責任を負わないものとする。

## 10. その他

本利用規定に規定されない事項に関しては別途CDC研究所との合議により決定するものとする。

# 賛助会員(法人・個人)、EDA利用会員 申込書

株式会社CDC研究所  
代表取締役 殿

申込日 年 月 日

株式会社CDC研究所の「会員規定」および「EDAサービス利用規定」を承諾のうえ、下記の会員として入会を申込みます。

以下の申込希望の会員種別に✓をし、必要事項の記入をお願いいたします。なお、EDA利用会員には、まだ賛助会員でない場合にはお申込できません。賛助会員、EDA利用会員を同時にお申込みいただく事は可能です。

賛助会員(法人)申込み /  賛助会員(個人)申込み

	(フリガナ) 団体・会社名称 (英文名)					印
	個人でのお申込みの場合には、個人名を記入ください					
	(フリガナ) 所在地	〒				
	ビル名まで記入ください	TEL ( )	—	URL:		
法人の方のみ記入ください	(フリガナ) 代表者	役職:				
	(フリガナ) 連絡担当者	所属部署: 役職: E-mail:				
	CDC研からのコンタクト先 ご担当者名を記入ください					
	設立	年	月	資本金	円	期限の定めなき従業員数 人
	最近の売上高					
	主要売上内容 (書き方は任意)					
個人の方のみ	(フリガナ) 勤務先/学校名	所属部署: 役職: E-mail:				
	個人へ連絡の取れるメールアドレスを記入ください					

CDC研究所ホームページの賛助会員リストに表示を  許可する ・  許可しない (何れかに○を付けてください)

EDA利用会員申込み

(フリガナ) 賛助会員名					
(フリガナ) アカウント管理者	所属部署: 役職: E-mail:				
利用に関するCDC研からの コンタクト先ご担当者名を 記入ください					
利用希望EDAベンダ	<input type="checkbox"/> AnaGlobe社	<input type="checkbox"/> AVATAR社	<input type="checkbox"/> Averant社	<input type="checkbox"/> Cadence社	<input type="checkbox"/> Mentor社
使用許諾の事前確認を行いたい ベンダ名に✓を入れてください	<input type="checkbox"/> Silvaco社	<input type="checkbox"/> Synopsys社	<input type="checkbox"/> SynTest社	その他( )	

申込書の送付先: E-Mail: info@cdc-lab.com

または FAX: 042-724-0670

CDC研究所使用欄

郵送の場合は、〒194-0022 東京都町田市森野二丁目12-17 アップルハウス町田2 101号室

株式会社CDC研究所 事務局宛